

業務規程【電子債権決済サービス用】の一部改定について<新旧表>

(下線部変更箇所)

旧	新
<p style="text-align: center;">業務規程 【電子債権決済サービス用】</p> <p style="text-align: center;">平成 22 年 9 月 制定 (平成 22 年 9 月 30 日 実施)</p> <p style="text-align: center;">みずほ電子債権記録株式会社</p>	<p style="text-align: center;">業務規程 【電子債権決済サービス用】</p> <p style="text-align: center;">平成 22 年 9 月 制定 (平成 22 年 9 月 30 日 実施) <u>平成 24 年 8 月 変更</u> (平成 24 年 8 月 31 日 実施)</p> <p style="text-align: center;">みずほ電子債権記録株式会社</p>
<p>第 2 条 (定義)</p> <p>本業務規程において使用する用語は、電子記録債権法(平成 19 年法律第 102 号)(以下「法」という。)において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) ～ (11) (省 略)</p> <p>(12) 「債権者口座」とは、記録原簿に記録された、債権者の当座預金口座、普通預金口座<u>又は貯金の口座をいう。</u></p> <p>(13) ～ (20) (省 略)</p>	<p>第 2 条 (定義)</p> <p>本業務規程において使用する用語は、電子記録債権法(平成 19 年法律第 102 号)(以下「法」という。)において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) ～ (11) (省略)</p> <p>(12) 「債権者口座」とは、記録原簿に記録された、債権者の当座預金口座、普通預金口座、<u>貯金の口座又は別段預金口座をいう。</u></p> <p>(13) ～ (20) (省略)</p>
<p>附則 (施行期日)</p> <p>第 1 条 本業務規程は、平成 22 年 9 月 30 日から施行する。</p>	<p>附則 (施行期日)</p> <p>第 1 条 本業務規程は、平成 22 年 9 月 30 日から施行する。</p> <p><u>附則 (施行期日)</u> 本業務規程の平成 24 年 8 月付変更は、平成 24 年 8 月 31 日から施行する。</p>